

## 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定について

### 1 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の事業概要

保育所等に入所していない0歳6カ月～満3歳未満の乳幼児を対象に、月10時間まで、実施施設（保育所等）で預かる事業です。令和8年4月より全国すべての自治体で実施されます。

### 2 意見聴取の根拠法令

#### (1) 乳児等通園支援事業の認可

市長は、乳児等通園支援事業を認可しようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつては、その意見を聴かなければならない。（改正児童福祉法第34条の15第4項）

#### (2) 利用定員の設定

市長は、特定乳児等通園支援事業所の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第72条第1項の審議会の意見を聴かなければならない。（改正子ども・子育て支援法第54条の2第3項）

### 3 認可及び給付対象施設の確認にあたっての考え方

児童福祉法第34条の15第5項において認可及び確認をしないことができる要件が定められています。

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画との関係

入間市子ども・子育て支援事業計画での幼児期の学校教育・保育施設における「計画期間における量の見込みと確保の内容」及び「各事業における確保の内容」を踏まえ、認可及び確認をします。事業者の申込状況等も勘案し、供給過剰である場合など調整が必要な場合などは、認可及び確認をしないことができます。

#### (2) 法令等との関係

「入間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「入間市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」において定めた基準を満たす事業を認可・給付対象施設としての確認をします。基準を満たさない場合は認可または確認、若しくは、その両方ができません。

### 4 入間市子ども・子育て支援事業計画との整合性

入間市子ども・子育て支援事業計画では、令和8年度より、量の見込み及び提供体制の確保の内容を50名と設定するべく、埼玉県へ変更の届出を行っています。既に認可・確認を受けている事業者はいません。

### 5 区分

乳児等通園支援事業には以下の区分があります。

- (1) 一般型乳児等通園支援事業…次の余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないもの。認可に

あたっての基準は、入間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づく。

- (2) 余裕活用型乳児等通園支援事業…保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設又は事業の利用児童数がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合にあつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業。認可にあつての基準は、各施設又は事業の区分に応じ、定められた基準。

## 6 対象施設概要

	申請者	適合	認可基準等
事業所名	むさし保育園	—	—
一体的に提供する施設又は事業	地域型保育事業（小規模施設A型・定員19名）		
設置者	社会福祉法人育てネット	—	—
所在地	入間市東町6-1-13-1	—	—
事業開始予定年月日	令和8年4月1日	—	—
開所時間	月～金 9:00～11:00	—	—
利用定員	6人 (0～2歳児:各2人ずつ)	○	6か月～満3歳までの乳幼児
実施方式	一般型乳児等通園支援事業 (在園児合同室)	○	
保育従事者	2人(保育士)	○	【基準】 0歳児:3人につき1人 1・2歳児:6人につき1人 【必要人数】 $1/3 \times 2人 + 1/6 \times 4人 = 1.2 \div 2$
乳児室・ほふく室面積	13.20㎡	○	【基準】 0・1歳児1人につき3.3㎡ 【必要面積】 $3.3㎡ \times 4人 = 13.20㎡$ 以上
保育室・遊戯室面積	3.96㎡	○	【基準】 2歳児1人につき1.98㎡ 【必要面積】 $1.98㎡ \times 2人 = 3.96㎡$ 以上
建物の構造	準耐火建築物	○	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同上第9号の3に規定する準耐火建築物
給食提供	なし	○	提供の有無は各事業者が判断